

都市宣言

交通安全都市宣言決議

わが高槻市は、大産業都市大阪と文化都市京都の中間に位置し、近年産業交通の大動脈を背景として、市勢の発展はめざましく、近時とみに人口並びに交通量の激増により、今後における交通災害の憂慮は真に緊迫した状態である。

交通は、近代産業の源であり社会生活の足とはいえ、交通安全の実行は、単なる個人の願いではなく広く全人類の悲願である。しかるに、年々増加する交通事情の悪化からいたましい被害者のある現在、交通安全運動を一層強力に推進し、交通事故絶滅を期さなければならない。現下の交通地獄における交通事故絶滅への道は遠くかつてわしく、毎日わが国のどこかで尊い生命を失なっているとき、交通安全対策は一刻のゆうよも許されない 것입니다。

全市民の悲願を結集して一層強力な実践活動を推進するとともに人命尊重の方針を高くかけ 事故のない明るい都市建設を目指すものである。よって本市議会は、本市を交通安全都市とすることを宣言する。

(昭和 41 年 2 月 19 日)

暴力追放都市宣言

最近、暴力行為がますます増加する傾向を示し、いまや市民への大きな脅威となってきた。健全で豊かな市民生活を望む市民にとって、反社会的な暴力行為は、断じて許することはできない。よって、ここに市民の総力を結集して明るく住みよい高槻市を実現するため「暴力追放都市」とすることを宣言する。

(昭和 51 年 11 月 13 日)

人権擁護都市宣言

人間は生まれながらにして自由であり、人間として尊ばれ、人間として生きていく権利を有しています。

私たちは、幾多の試練を経て、基本的人権の尊重を重要な柱とする日本国憲法を制定し、真に平和で豊かな民主社会の確立をめざしてきました。しかし、現実をみたとき、歴史的流れや社会のしくみなどにより、基本的人権はなお完全に保障されず、人権侵害の事実があとをたちません。

本市においては、高槻市民憲章を制定し、人権擁護の大切さをうたいあげ、すべての差別を許さないまちづくりをめざしています。その実現は、市をあげてのたゆまない日常的な取組みを通してこそ達成されるものであると確信します。

よって、私たちは基本的人権の大切さを認識し、それを擁護していく活動を日常的に進めることを確認し、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市を実現するため、ここに「人権擁護都市」とすることを宣言します。
(昭和 53 年 12 月 22 日)

非核平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。この当然の願いに反して、核兵器の保有、増強が続けられ、人類の生存に深刻な脅威を与えていた。わが国は、世界唯一の核被爆国として、その被害の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界に向けて訴え、核兵器の完全廃絶に積極的な役割を果たさなければならない。

高槻市は、平和を愛する文化都市として、

世界のすべての国が「持たず 作らず 持ち込ませず」の非核三原則を厳守し、地球上から核兵器が廃絶することを願い、ここに「非核平和都市」となることを宣言する。

(昭和 58 年 3 月 22 日)

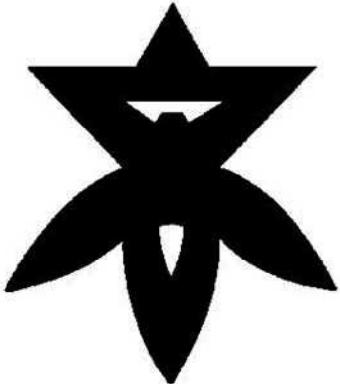
健康都市宣言

健康であること。それは、わたくしたちの永遠の願いです。快適な環境の中で、健やかに生活していきたいと望んでいます。この願望に向かって、わたくしたちは一人ひとりが健康づくりに心がけるとともに、力を合わせより豊かで活力ある地域社会を築き、「健康で心ふれあうわがまち高槻」の実現に、全市こぞって努力することを宣言します。

(昭和 63 年 12 月 19 日)

市 章

(昭和 43 年 6 月 5 日告示)



市 民 の 木

(昭和 42 年 3 月 17 日選定)

市 民 の 花

「け や き」



「う の は な」



古名を「楓(つきの木)」「つきけやき(強い木の意味)」ともいい、応永年間(1390年ごろ)この地に大きな「楓」の木があり、その高さは20丈(約60メートル)にもおよび、昼間も暗いほど繁茂していたところから、地名も「高月」から「高楓」というようになつたと伝えられています。

「うつぎ」ともい。本市の史跡「玉川の里」(西面地区に所在)に群生し、古来、玉川の里は摂津の玉川として天下の六玉川の一つに数えられ、卯の花や月の名勝として有名で、平安時代歌道の隆盛に伴い、その歌枕として用いられました。俳聖芭蕉翁はここを訪れて、次の句を残しています。
卯の花や 暗き柳の およびごし